

鈴鹿市公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされる農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、関係書類は、鈴鹿市産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 1 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子